

第 2 回検討会の主なご意見

1. 総単位数の引上げ、最履修時間数の設定について

【高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化】

- 治すだけでなく、最近はスポーツトレーナーとしての役割も重要視されているので、競技者としての生理学的特徴などを勉強してもらうというのは極めて重要
- 運動発達は「リハビリテーション医学」「運動学」、老化は「病理学概論」の中にも含まれており、ある程度は教育されているが、高齢者や競技者の生理学的変化と特異性を特別に取り上げてはいないので、教育内容に含めるのはあっていい。

【柔道整復術適応】

- これはとても重要。医師になるべく早く回さなくてはいけないものなのか、自分で施術をしてもいいものなのかという判断、ここのところが最も難しくても必要なこと。禁忌みたいな絶対にやってはいけないこととか、最低限これぐらいのチェックをしてから施術をしなければいけないとか、そういうところの知識が今の教育で十分だとはとても思えない。
- 病態とか検査所見から疾病を判断するというは大変大事な話であるが、不十分であるかもしれないが、現在でも「整形外科学」に代表される科目の中でかなりの時間を割いて教育している。
施術の現場に当たったところで、やれるかやれないかの判断ができることが重要。全部を専門科目でなくてもいいが、柔道整復師という立場でその適否を判断するという教育がされるほうがより現実的であり、安全性に寄与する。
- 一番ダメージが強いのは頸椎。首の禁忌事項もしくは治療を変える、保存的な治療から手術的な治療が早期に必要な場合、それを十分教育していただきたい。

- 重要な疾患、しかも危ない疾患で、柔道整復師が医師に送らなければいけないもの、自分でやっていいものを区別するというのは、整形外科で教えるべきものであって、整形外科で習った知識を利用して現場でその判断をしていくという形で、教育は整形外科（専門基礎分野）で行うべき。
- 整形外科の疾患だけでなく、内科的な知識も必要になってくるので、内科的なところと整形外科的なところの判別ができる、そういう教育を専門基礎分野の中で両方教えて頂きたい。
- 柔道整復師は基本的に臨床の所見のみと言っても過言でない状態で判断をしなければならぬ。そのところをしっかりと教えないと、柔道整復師が安全に業務を行うということにつながってこないのではないかと懸念をしている。少なくともそういった臨床所見から危険性を判断するという部分について専門分野としていただきたい。
- 臨床所見をとって、検査をしなくてはいけないのかという判断が大事。そういう目を養ってほしい。それは、柔道整復師だけでも無理、医師の目から見て、こんな患者は送ってという、両方の視点での教育が要る。
- この内容をカリキュラムの中に入れることは非常に重要だが、120時間というと、通年科目が2年間で120時間。整形外科や一般臨床医学という内科も2年間やっており、さらにこれだけの内容で毎週2年間というのはイメージが出来ないので、時間数は検討をお願いしたい。
- 通年2年間必要かということ確かに多い気がする。後で議論。

【保険の仕組みと職業倫理】

- これぐらいは最低限やってくれというのが社会一般の声。

【外傷の保存療法等】

- 保存療法は手術をしない外傷の治療ということで、後療法を最後までわからずに初期治療だけするというのはとてもよくない。保存療法をやったら最後まで後療法もどうやるかということは少なくとも知識として知っていなくてはならない。

- この範囲は、柔道整復学の基礎の部分と、基礎柔道整復学、臨床柔道整復学の分野で一貫して教育されている部分。医師の同意があれば、ずっと治療を続けているわけで、柔道整復としてはよくわかっている話。
- 役割にもなるが、急性期のところだけで慢性期はいざとなったら関係ないのだみたいなことをおっしゃる方もいるので、役割の中に書くことによって保存療法も柔整師の役割であると明記するという意味でも入れたい。

【物理療法機器の取扱い】

- 電気を当てることのメリット・デメリットや最新の機械の使い方も学校段階でしっかり教えてもらう。メーカーの人の説明だけで学ぶのはまずいのではないかとということで提案させていただいた。
- 物理療法の機械の原理・作用というのは、リハビリテーション医学という科目の物理療法という中で、それぞれの機械がどういう機械でどんなものに適応で、逆にこういったものに適応したら大変なことになるということを実部やっている。柔道整復学の理論の基礎柔道整復学の中の物理療法でも、そのメカニズムを説明している。また、臨床実習の中でそれぞれの機械についての禁忌、適応について行っている。メカニズムについては、リハビリと柔道整復学と臨床実習の3つで説明している。
- 柔整の先生方が、電氣的なもので筋肉を鍛えるというところも自分の分野というなら、せめて名前だけは残していただいて、物理療法の機械をやっているというのを外に打ち出したほうがいい。

【臨床実習】

- 免許を取得してすぐに開業する人も出てきている満足度の高いことを行うには、やはり臨床実習をしっかり行う必要がある。
- 学校の附属だけでなく、信頼の置ける接骨院や整形外科を含めたとしても4単位は厳しい。
- ちゃんとした柔道整復師を育てるためには何単位必要かということだけを考えるべき。

- 最近の医学教育全体は、机の上で学ぶのは最小限にしようと、知識で持つのは最小限で、現場で学ぶべきだろうというのが多くの流れ。

【全 体】

- 1単位は最大30時間、最小15時間なので、単位数はこのまま97単位とし、最低時間数は重複している部分を減らすという議論があってもいい。
- 積み上げの時間数は、基本的に最大値で積み上げている。最低時間を示すということであれば中間点で示していくのが最低時間という意味ではいいのでは。
- 開業権もあり、自主的にやっていける職種であり、医師の指示で行う職種以下でいいのか。
- 2, 855時間が一つの目安で、減らすとしてもそんなに大きくは減らない。適応については、柔整に行って手遅れになったということもあるので減らせないと思う。例えば、物理療法の取り扱い、ギプス除去の時期の判断等を1単位15時間とみなして合計30時間減らすことは可能かと思う。

2. 臨床実習について

- 脱臼や骨折を経験しなければいけないとか書きたいが、現実無理なのでシミュレーターか人形でやることも含めてもやらないといけないかもしれない。
- 骨折・脱臼の症例数の多い接骨院は少ないので、医療機関を含めていただきたい。施術所も一定の講習会を経た指導できる人間がいるところを指定して頂きたい。
- 4単位すべてを接骨院のみで行うのは非常に難しい。接骨院2単位、医療機関もしくは介護を1単位・1単位くらいであれば可能。
- 卒業生の就職先で医療機関もしくは介護といったものを含めて、接骨院以外に5%程度の卒業生が行く。柔道整復師が介護の現場で訓練指導員として働いているというケースもたくさんある。そういったことも含めて経験をするという意味であれば、病院・医院の医療機関と、介護施設もしくはスポー

ツ現場（スポーツトレーナーや救護室など）での臨床実習も含めるとというのが現実に沿った考え方。

- 柔道整復師のアイデンティティーは守るべき。介護というのは、もともと持っている自分の基礎力の上に成り立つもので、その基礎力を充実しないで応用するというのは、柔道整復師の職業を失うことになる。介護での実習を認めることは反対。
病院は外傷を扱っているところに行かないと意味がない。
- 施術所がメインで、外傷を診ている整形外科や救急に限定した医療機関、介護は柔整の資格で働いているわけではないので外し、スポーツ施設はスキー場や救護。
- 柔道整復師に機能訓練指導員の資格があり、学校教育の中でも機能訓練指導員のテキストをつくった。柔道整復師会からもそういった教育をしてほしいという要望がある。
- その他のところで機能訓練士としての訓練を受けたものが機能訓練施設でやることを臨床実習として1単位を超えない範囲で認めたらどうか。
- 柔道整復の任意の制度で、卒後臨床研修制度の指導者講習会は1泊2日で行っている。それから、半日コースの実技セミナーと呼んでいるものを臨床研修の指導者に対して行っている。
- 日本柔道整復師会会員の施術所では、認定講習でさらにレベルアップして、それに見合う施術所にする準備はしている。
- 学校協会でもやる。
- 2泊3日16時間をたたき台にしておきたい。
- 既に臨床実習前ではないが、認定実技審査というのを行っている。実技審査を卒業の要件にするということでガイドラインにある。それを前倒しすれば、臨床実習前に認定技術審査を通れば、臨床実習に出てくださいという形はできる。

- 卒業要件として今までやっていたものを実習の前にやるとなると意味合いが違ってくる。できれば別の形に OSCE みたいなものをやれたほうが本当はいい。
- 国民目線から言うと実習に出る前にも学校で担保してほしいという気持ちもある。卒業時にもペーパー試験だけで開業しますというのはいない実技もやってほしい。理想的には、実習に行く前と後がいい。
たたき台として、実習前に、特にマナー、態度、柔道の心とか、そこを教える OSCE をやり、卒業時は卒業した次の日から開業していることを念頭において、柔整師としての実力をしっかり見るという二段構えのものができるとどうか、検討していただきたい。

3. 専任教員について

- 柔道整復師（専任教員）が教える科目の要件の見直しをしていただくと、優秀な人材が生まれていく。教員の教えられる項目の見直しをしていただくというのも1案としてある。
- 柔道整復師の養成校は1クラス30名が基本、他職種の場合は単位数だけで教員数が決まっている。40名を養成する分野もあるので整合性がとれなくなってしまう。30名単位に1人という形になると多くなってしまう。
- 昼と夜のコースがあった場合、1つの施設と考えるのか。プログラムに専任教員が必要と考えるのか。
- 教員の実務経験は3年では心配。